

通所介護事業所しおかせ

サービス利用料及び利用者負担

通所介護を提供した場合の利用料額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

基本料金

要介護度	3～4 時間未満	4～5 時間未満	5～6 時間未満	6～7 時間未満
要介護 1	370 円	388 円	570 円	584 円
要介護 2	423 円	444 円	673 円	689 円
要介護 3	479 円	502 円	777 円	796 円
要介護 4	533 円	560 円	880 円	901 円
要介護 5	588 円	617 円	984 円	1,008 円

加算料金

入浴加算 (I)	40 円/一回	
個別機能訓練加算 (I)イ	56 円/一回	令和 6 年 4 月現在算定しません。※但し職員の配置しだい希望者算定し訓練行うようになります。
サービス提供強化加算 (I)	22 円/一回	
介護職員等処遇改善加算 (I)	92/1000	

* 個別機能訓練などの加算は、必要性に応じてサービスの提供をおこないます。

自己負担額

食費 604 円 (2 時間前まではキャンセル可能です。それ以後は負担となります。)

介護予防通所介護相当サービス

サービス利用料及び利用者負担

通所型サービスを提供した場合の利用料額は「黒潮町介護予防、日常生活支援総合事業の第一号事業実施要項」上の額とする。

料金 介護予防通所介護相当サービス費

- (1) 要支援1 436円/回 (2割の方は872円)
- (2) 要支援2 447円/回 (2割の方は894円)
- (3) 事業対象者 要支援1相当436円/回、要支援2相当447円/回。

介護予防通所介護相当サービス (基本料金)

令和6年4月1日より

認定区分	利用回数 (原則)	利用上限
要支援1	月に4回まで (週1回まで)	月に4回まで
事業対象者	月に4回まで (週1回まで)	月に8回まで ただし、退院直後など特別な事情がある場合、アセスメントにより必要と判断される場合に限る。
要支援2	月に8回まで (週2回まで)	月に8回まで

*送迎・入浴は基本料金に含まれます。

加算料金

サービス提供強化加算 (I)	要支援1・事業対象者	(88/月)
サービス提供強化加算 (I)	要支援2・事業対象者	(176/月)
介護職員等処遇改善加算 (I)	92/1000	

自己負担額

食費 604円 (2時間前まではキャンセル可能です。それ以後は負担となります。)